し、同条第二十五項中「第十九項第三号」を「第二十項第三号」に、「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第二十一項の」を「第二十二項の」に、「第二十一項第一号」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十九項第三号中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十五条の十の二第十四項第二十七号イに」を「第二十五条の十の二第十四項第二十八号イに」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十四項第二十七号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第二十八号イ」に改め、同項第二号中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十五条の十の二第十四項第二十六号イに」を「第二十五条の十の二第十四項第二十七号イに」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十四項第二十六号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第二十七号イ」に改め、同項第二号中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　施行令第二十五条の十の二第十四項第二十六号に規定する財務省令で定めるものは、同号に規定する上場株式等の発行法人と資本関係又は取引関係を有する法人で、当該上場株式等の発行法人が指定したものとする。

第十八条の十二第四項第五号中「の長」を「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長」に改める。

第十八条の十三の四第一項第三号中「同項第二十六号イ」を「同項第二十七号イ」に、「同項第二十七号イ」を「同項第二十八号イ」に改め、同条第三項中「第二十一項各号（同条第二十四項」を「第二十二項各号（同条第二十五項」に、「同条第二十項（同条第二十四項」を「同条第二十一項（同条第二十五項」に改め、同条第四項ただし書中「場合には」を「場合は」に改める。

第十八条の十三の五第二項第十号ト中「第四条の六の二第十七項」を「第四条の六の二第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改め、同条第六項中「当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面」を「法第三十七条の十一の三第九項本文の規定による提供を受けた当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの」に、「報告書印刷書面」を「印刷報告書」に改め、同条第七項中「報告書印刷書面」を「印刷報告書」に改め、同条第八項第一号イ中「事項（」を「事項に係る情報（」に、「記載事項」を「記載情報」に改め、同号ロ、同項第二号並びに同条第九項各号及び第十項第二号中「記載事項」を「記載情報」に改め、同条第十二項第二号中「報告書印刷書面」を「印刷報告書」に改める。

第十八条の十四の二第二項第二号中「第二十五条の十三の八第二十九項」を「第二十五条の十三の八第二十八項」に、「第十八条の十五第八項第五号」を「次条第七項第五号」に、「報告書印刷書面」を「印刷報告書」に改め、「未成年者口座年間取引報告書」の下に「若しくは法第三十七条の十四の二第二十九項本文の規定による提供を受けた当該未成年者口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの」を加え、同条第六項第四号中「第四十七条第四号から第十四号まで及び第十六号から第二十号まで」を「第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号まで」に改める。

第十八条の十五第四項第一号中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同項第二号中「第三十七条の十三第一項第四号」を「第三十七条の十三第一項第三号」に改め、同条第五項第五号中「第八項第一号ロ」を「第七項第一号ロ」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「同号イからニまで」を「同号イからハまで」に改め、同項第一号中「応じ、」を「応じ」に改め、同号ロ中「第六項」を「前項」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「第三十七条の十三第一項第四号」を「第三十七条の十三第一項第三号」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第二号中「又は第四号」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第十八条の十五の二第一項第一号中「前条第八項第一号」を「前条第七項第一号」に改め、同条第二項中「掲げる書類と」を「定める書類と」に改め、同条第三項第三号中「前条第八項第一号」を「前条第七項第一号」に改め、同項第四号中「それぞれ次に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同条第五項第二号中「応じ、」を「応じ」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「第十八条の十五の七まで及び第十八条の十五の九」を「第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九」に、「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同項第三号中「法第三十七条の十四第五項第二号」を「非課税上場株式等管理契約（法第三十七条の十四第五項第二号」に、「又は同項第四号」を「をいう。次項第三号、第三十六項第六号及び第三十八項第四号において同じ。）又は非課税累積投資契約（同条第五項第四号」に、「に基づき」を「をいう。次項第三号、第三十六項第六号及び第三十八項第四号において同じ。）に基づき」に改め、同項第五号中「以下」の下に「第十八条の十五の五まで及び第十八条の十五の七から」を加え、同条第三項第一号中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同項第三号中「法第三十七条の十四第五項第二号に規定する」及び「同項第四号に規定する」を削り、同条第四項第一号中「の書類（次号及び」を「に規定する特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（次号及び次項並びに」に、「同項第二号」を「施行令第二十五条の十三第八項第二号」に改め、「。次号」の下に「及び次項」を加え、同項第三号中「第十八条の十五の七まで」を「第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七」に改め、同条第五項中「ものは、第十八条の十二第一項第二号イ」を「書類は、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をする者に係る第十八条の十二第四項に規定する住所等確認書類とし、同号に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項第二号イ」に改め、同条第六項第一号中「以下この項」を「次号」に、「同号」を「同項第一号」に改め、同条第七項第一号中「以下この項」を「次号」に、「同号」を「同項第二号」に改め、同条第八項中「第二十五条の十三第十五項第一号」を「第二十五条の十三第十七項第一号」に改め、同条第九項中「第二十五条の十三第十五項」を「第二十五条の十三第十七項」に改め、同条第十項中「第二十五条の十三第十八項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同条第十一項第一号ロ中「第十八条の十五の九」を「第十八条の十五の九第二項第二号イ」に改め、同条第十二項第一号中「以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九」を「第三号並びに第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九第二項第八号ロ」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号イ中「同条第二十八項」を「同条第三十三項」に改め、同項第三号イ中「第十八条の十五の七まで」を「第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七」に改め、同項第四号中「第十八条の十五の七まで」を「第十八条の十五の五まで及び第十八条の十五の七」に改め、同条第十三項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同条第十五項中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十五項」を「第二十五条の十三第二十七項」に改め、同条第十七項第一号中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同条第十九項中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に、「申請書又は」を「申請書、」に改め、「非課税口座簡易開設届出書」の下に「又は帰国届出書」を加え、同条第二十項中「第二十五条の十三第二十三項」を「第二十五条の十三第二十五項」に改め、同条第二十一項中「第二十五条の十三第二十五項」を「第二十五条の十三第二十七項」に、「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同条第二十二項中「第二十五条の十三第十五項本文、第十九項第二号イ、第二十六項又は第二十七項後段」を「第二十五条の十三第十七項本文、第二十一項第二号イ、第二十八項又は第二十九項後段」に、「同条第二十八項」を「同条第三十項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第十五項本文又は第十九項第二号イ」を「第二十五条の十三第十七項本文又は第二十一項第二号イ」に、「同条第十五項第一号」を「同条第十七項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十三第二十六項又は第二十七項後段」を「第二十五条の十三第二十八項又は第二十九項後段」に、「同条第二十四項又は第二十七項後段」を「同条第二十六項又は第二十九項後段」に改め、同条第二十三項中「第三十八項第三号」を「第四十一項第三号」に改め、同条第二十六項第一号中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同条第三十項第三号中「以下この項」を「次号」に、「同条第十八項」を「同項」に改め、同条第三十一項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同条第三十二項第